

死亡に関する手続き用

※委任者本人が委任状（太枠内）を自書し、原本を提出してください。

※体が不自由等の理由で委任状が書けない場合は、代筆者が本人の意思をご確認の上、以下の点線内をご記入ください。

委任者本人は、^{※あてはまるものに○をつけてください。} 高齢・病気・ケガ・障がい・その他（ ）のため、自書できないので、本人の意思を確認の上、代筆しました。

住所 _____ 委任者との関係： _____

代筆者（自筆） _____ 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

委任状

（宛先）館林市長 委任日：令和 年 月 日

委任する方

住所 _____

氏名（自筆） _____ 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

（氏名） _____ の死亡に伴う以下の手続について、次の者に委任します。

委任される方

住所 _____

氏名 _____ 生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

◆委任事項（委任する事項に✓を付してください）

死亡に伴う館林市役所内の手続に関する権限

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、障がい福祉、市税（市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税、市営住宅）に関する手続など

※市税に関する納付状況の確認及びその手続は、相続人の戸籍等の相続関係を示すものが必要です。

※国民年金の手続については、別途、「日本年金機構指定」の委任状が必要です。

※県営住宅の手続については、群馬県住宅供給公社館林支所窓口（TEL. 0276-76-7871）にご相談ください。

戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本の交付申請及び受領に関する権限

※相続人は、戸籍等の相続関係を示すものが必要です。館林市に戸籍がある方は不要です。

住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限

※請求人（受取人）の確認できる生命保険証書等を提示していただく場合があります。

市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

※相続人は、戸籍等の相続関係を示すものが必要です。

固定資産証明書の交付申請及び受領に関する権限

※相続人は、戸籍等の相続関係を示すものが必要です。

評価証明書（相続税計算用） 評価額通知書（相続登記用） 名寄帳（資産確認用）

必要な資産の表示 全部 一部

館林市 _____ 土地 家屋